

心身ともにリラックス！ 健康づくりに温泉やプールを活用しましょう



温泉等を利用することは、日頃の疲れをいやし、心身のリフレッシュに効果があると言われており、健康づくりのひとつとして注目されています。

あなたも楽しみながら有効に温泉を活用してみませんか？



○優待サービスの受け方

国民健康保険加入者が利用できるサービスです。お湯めぐりパンフレットをご覧いただき、指定の施設を利用される時に「ゆ」カードを持参して提示してください。

「ゆ」カードを持参された本人のみ、各協力施設で割引のサービスなどが受けられます（ただし、他の割引と重複して利用できません）。また、1回のご利用ごとにスタンプが押印されます。

○新しい「ゆ」カードを もらうには？

「ゆ」カードは、国民健康保険証と一緒に配りました。足りない場合は住民課保険年金担当の窓口へお越しください。

○スタンプがいっぱいになれば 健康グッズのプレゼント

カードのスタンプ欄がいっぱいになれば、新しいカードと交換します。住民課保険年金担当の窓口へお持ちください。お持ちいただいたカードは、滋賀県国保連合会へ送付し、半年に1回抽選で健康グッズが当たります。

◆問い合わせ先 住民課 保険年金担当 ☎(52) 6571 有線(5) 7784

要介護認定を受けている方は 障害者控除の対象となります場合があります



所得税・住民税の障害者控除は、身体障害者手帳等をお持ちの方が対象となりますが、手帳をお持ちでない方でも、要介護認定を受けた高齢者（65歳以上）のうち、一定の要件を満たしている方も対象となる場合があります。

控除を受けるためには、介護支援課に障害者控除対象者認定申請をして、認定書の交付を受けたうえで、確定申告をする必要があります。

なお、申告する必要のない方は、申請の必要はありません。

また、要介護認定を受けている方で、身体障害者手帳等をお持ちの方は、障害者控除の対象になりますので、申請の必要はありません。

◆問い合わせ先

介護支援課 介護支援担当
☎(52) 6501
有線(5) 7788

●対象となるのは

寝たきりの方や認知症状のある方ですが、対象になるかどうかは事前にお問い合わせください。介護度のみにより一律に判断するものではありません。

●障害者控除の認定を受けるには

介護支援課へ申請書を提出し、認定書の交付を受けます。

●申請者は

税の申告をされる方で、対象者またはその方を扶養している3親等以内の親族の方です。

●申請に必要なもの

・印鑑

・対象となる方の介護保険被保険者証

申請書は介護支援課にあります。ホームページからもダウンロードできます。

●障害者控除を受けるには

所得税・住民税の課税者が確定申告時等に認定書を添付し、申告します。